

緊急事態宣言の延長に伴う町の対応について

島根県を含む全都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が5月31日まで延長され、基本的な感染対策を継続するという「新しい生活様式」を普及させ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立による取り組みに移行していくとされました。

町においては、国や県の方針に基づき、下記のとおり対応を行いますので、引き続き感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

①町民の皆様へのお願い

- 基本的な感染対策を徹底してください。
 - ①三つの密を徹底的に避けてください。
 - ②手洗い、咳エチケットを徹底してください。
 - ③人との距離を適切に取ってください。（間隔は2m程度）
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛するようお願いいたします。
- 外出する場合には、基本的な感染対策を徹底してください。
- 医療機関への受診は電話診療での対応が可能の場合があります。医療機関へご相談のうえ積極的にご利用ください。

②町有施設の対応

緊急事態宣言の延長に伴い、5月11日（月）から町民のみの利用に限り、再開します。
なお、県外からの来客が見込まれる施設は5月18日（月）まで閉鎖を延長します。

■町民のみ利用可能となる施設・・・各集会所、西公民館、すこやかセンター、悠呂ふるさと会館、三原まちづくりセンター

■閉鎖を延長する施設・・・道の駅、弥山荘、笹遊里

*施設の一覧は別添参照

③行事・会議等の開催について

- 開催する場合は基本的な感染症対策を徹底したうえで開催します。
- 参加者を特定するため、原則参加者は町内の者に限り開催します。
- 地域における行事についても同様の対応をとるようご協力お願いします。
*不特定多数のものが集まる行事、会議は引き続き自粛します。

④小中学校の対応

5月7日（木）から5月17日（日）まで臨時休業を延長します。

臨時休業中は分散登校等により学習機会を確保します。

⑤保育所の対応

通常どおり運営します。（可能な方はご家庭での保育にご協力をお願いします）

⑥スクールバス、まげなタクシーの運行について

通常どおり運行します。

⑦役場庁舎での取り組み

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場庁舎で勤務する職員は、令和2年5月11日から役場会議室内に分散して業務を行います。

町民の皆さまには、お待ちいただくなどご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

＝ 皆様へのお願い ＝

感染者・医療関係者やそのご家族などを
誹謗・中傷・差別することは絶対にやめてください